事前質問事項への英国の回答（JD仮訳）

Replies of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the list of issues

2017年7月21日

障害者権利委員会

（訳注　この文書には、intellectual disabilityの語はなく、learning disability/difficultyの語が16回出てくる。"people with learning disabilities, autism and mental health conditions"などとして。そこで learning disability/difficultyを、日本で同じ意味を表しているものとして知的障害と訳した。）

**はじめに**

1. グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府（以下「英国政府」）は、障害者の権利の継続的な促進に関する建設的な議論の機会として、国連障害者権利条約（条約）の実施に関する初回の定期審査を歓迎する。

2. 英国政府は、この審査全体で、常に「障害者」（disabled people）という用語を使用する。英国政府は障害の社会モデルを採用しており、非政府組織（英国独立機関（UK Independent Mechanisms）や障害関連市民社会を含む）との総意として、この用語がそのモデルに最も適切であると考えている。

3. この回答には、分権政府（Devolved Administrations）からの意見が含まれている。英国政府はまた、様々な非政府組織との関係を築いて、この審査プロセスへの市民社会の積極的な参加を促した。

**A.目的と一般的な義務、第1-4条（質問1a-f）**

4. （a）英国政府は、人権を尊重する長きにわたる伝統を有し、障害の社会モデルを推進し続けている。英国政府は、障害者とその組織との普遍的な関わりを通じて、また国際的な情報の共有を通じて、障害に関する新たな考え方への理解を深めてきている。最近の関わりには2016年/ 17年の**「生活改善」（Improving Lives）[[1]](#footnote-1)協議**があり、障害のある人が労働に参加し、成長するための最善の支援はどうあるべきかを考えた。

5. （b）英国の海外領土における人権（障害者の人権を含む）の保護と促進は、概ね海外領土政府に委ねられている。

6. （c）一般的な原則として、英国政府は国際条約を国内法に組み入れていない。2010年平等法（Equality Act 2010、EA2010）は、9つの保護されるべき特性のあるイングランド、スコットランド、ウェールズの人々が、差別、嫌がらせ、または迫害を受けずに生活する権利と、国内法による平等な機会が与えられる権利を明確に謳っている。平等法は、公的部門の平等義務（Public Sector Equality Duty：PSED[[2]](#footnote-2)）を通じて、国家レベルおよび地方レベルでの公共機関によって障害者の権利が尊重されることを体系的に確保している。

7. 北アイルランドでは、1995年障害者差別法（Disability Discrimination Act 1995、DDA95）が障害者の権利を定めている。1998年北アイルランド法第75条は、公的機関がその役割を遂行する場合に、PSEDと同様の法的義務を課している。さらに、2016年精神能力法（北アイルランド）（Mental Capacity Act (Northern Ireland) 2016）には、障害者が平等に扱われるようにする権利条約の原則が組み込まれている。

8. 英国政府の協議ガイドラインは、関係当局者が、提案されている政策の影響を受けるあらゆる範囲の人々、企業、任意団体を考慮し、障害者があらゆる協議にアクセスできるようにすることを明確に期待している。

9. （d）2010年平等法は、障害者を、通常の日常的な活動を行う能力に実質的かつ長期的にマイナスの影響を及ぼす身体的または精神的機能障害のある人と定義する[[3]](#footnote-3)。この定義は権利条約第1条[[4]](#footnote-4)と合致している。2010年平等法は、障害者の権利の完全な享受の向上を図るために、直接的および間接的差別から保護し、各組織に合理的調整を行う義務を課している。雇用裁決機関および民事裁判所は、（障害者であるかないかに関係なく）障害を理由に差別されたとある人が確信している場合、事情聴取を行って問題を解決する。諮問・調停・仲裁サービス（Advisory, Conciliation and Arbitration Service）[[5]](#footnote-5)と平等諮問・支援サービス（Equality Advisory and Support Service）[[6]](#footnote-6)は、訴えを申し立てている人々のために無料で公平な助言と支援を提供する。また平等人権委員会（Equality and Human Rights Commission、EHRC）も、雇用主またはサービス提供者による障害者差別に気づいた場合には、調査を実施したり、対策を講じたりすることができる。

10. （e）英国政府は、6つの主要テーマ（教育、雇用、所得、健康とウェルビーイング、選択と管理、インクルーシブな地域社会）を対象とした「潜在力発揮戦略」で説明された指標に関する2つの報告書を作成した。

11. 北アイルランド行政長官は、政府プログラム2016-2021の草案に障害指標を含めた。その中の行動計画草案に関しては、障害者およびその家族との広範囲にわたる協議が行われた。

12. （f）英国政府は、「選択審査」（Choice Review）の回答の中で、すべての人が質の高い、安全で個人の状況に合ったケアを受けられるようにすることを約束した。そして、英国政府は「ケアのための5つの優先事項」に基づき、患者や家族との良好なコミュニケーション、定期的なケアプランの見直し、ケア担当者の身分の明確化を重要視している。また、質の高い終末期ケアをすべての人に提供するという公約は、「知的障害死亡率評価プログラム」のような新しい構想にも明確に表れている。これは、知的障害のある人の死亡事例を地域で検証し、改善が必要な場合は行動計画を作成することになる、現在、すべての国民保健サービス（NHS）地域でこのプロセスが検証されている。

13. ウェールズ政府の緩和および終末期ケア提供プランは、緩和および終末期ケアのあらゆる側面を網羅し、その中でも専門緩和ケアサービスのために重点的に資金を供給している。

**B.具体的な権利**

**平等と非差別、第5条（質問2a-d）**

14. （a）英国政府の中絶政策は、障害との関連では、胎児に「重大な」機能障害が認められた場合に限って期間制限なしで(出産の直前であっても)堕胎を認めていることだけが、標準的な慣行とは異なる。重大な機能障害は法律で定義されていない。これらの決定は、両親との協議の上で、2人の医師の専門的判断を拠りどころとしながら行われる。また、両親は、適切に訓練された学際的チームからも情報とサポートを受ける。

15. 北アイルランドでは、妊婦の命を守るために必要な場合、または妊婦の身体的または精神的健康に実質的かつ重大な長期的または永続的な悪影響を及ぼす危険がある場合にのみ、中絶が合法とされる。

16. （b）2010年平等法は、年齢、障害および性別に起因する差別からの保護、および雇用、サービス提供、公的機能の行使および教育に関して具体的に差別からの保護を規定している。この法律は、雇用者またはサービス提供者が、年齢、障害または性別に関連する不利益、低選出率（under-representation）、および低い参加に対処するための積極的行動および異なる取り扱いを可能としている。これは、国連の持続可能な開発目標（SDGs）10に沿って、機会均等を支援し、結果の格差を縮小する。

17. スコットランド政府は、2016年と2021年のスコットランド国会選挙と2017年の地方選挙への障害者の立候補を支援するための「議員へのアクセス基金」（Access to Elected Office Fund）を設立した。（SDG 10.2による）

18. （c）2010年平等法の規定は、人種差別、嫌がらせ、迫害から、障害者を含むすべての人を保護している。英国では、人種的憎悪の扇動や人種的偏見によって加重された示威行為や破壊行為に対して刑事罰が科せられている。

19. スコットランド政府が2016年3月に人種平等枠組み（Race Equality Framework）を公表した後、障害当事者およびその関係者も参加して、様々な部門での取り組みが行われた。

20. （d）2010年平等法の「賃貸不動産物件の共通部分の合理的調整義務」の規定は、家主にとっての経済的および実務的影響がはっきりしないため、まだ有効とされていない。 英国政府は現在、この規定の適用範囲を特定することを含めて、検討を行っている。

21. 北アイルランドは、2010年平等法と整合させて1995年障害者差別法の障害者保護を強化するために、平等委員会による法律改革の提案を検討している。住宅に関する障害者差別禁止の法制の欠如は、さまざまな取り組みによって解消されつつある。

**障害のある女性、第6条（質問3a-b）**

22. （a）障害と同様に、女性に特有のバリアの重要性は、2010年平等法とPSED（SDG5と整合性がある）を通じて、広く認識されている。英国政府のジェンダーに特化した政策は、障害のある女性のバリアを打ち破り、ニーズを満たすために、障害の社会モデルを組み入れている。暴力や虐待に関連して収集されたデータは分類され、そのことによって、暴力や虐待を経験する障害のある女性の割合を他の人々と比較して検討することが可能になっている。[[7]](#footnote-7)（Annex A参照）。

（訳者注：障害者権利委員会のサイトには、締約国報告の場合でもパラレルレポートの場合でも、付属資料(Annex)は紹介されていない。）

23. 1998年北アイルランド法セクション75[[8]](#footnote-8)の機会均等を促進する必要性を適切に考慮する法的義務には、すべての障害者（障害のある女性を含む）と障害のない人の間の平等が含まれる。

24. PSEDのスコットランドに特化した義務では、スコットランド政府が「平等影響評価」（Equality Impact Assessments）を行い、公表することを求めている。SDG 5.1に準拠した措置には、性別によって分類されたデータの保存と公開が含まれる[[9]](#footnote-9)。

25. ウェールズでは、2010年平等法（法定義務）（ウェールズ）の2011年規則の要件として、すべての新しい方針とプログラムについて、また既存の方針とプログラムを見直す際にも「平等影響評価」が実施されている。これにより、交差したマイナスの影響が生じ得ることが指摘され、その緩和策が提示されることになる。

26. （b）イングランドとウェールズの「女性と少女への暴力対策戦略」（Violence against Women and Girls Strategy）は、政府全体の多数の機関によるアプローチを採用して、複数の不利に直面し、最も深刻に排除されている女性や少女（障害のある女性や少女など）への支援に焦点を当てている。この取り組みには、最も脆弱な被害者に専門家の支援を提供し、サービスへのアクセスを可能にし、長官が証拠に基づくニーズ評価の実施を支援することが含まれる。

27. 北アイルランドの「家庭内暴力、性的暴力および虐待撲滅戦略」（2016年3月発表）は、あらゆる形態の家庭内暴力および性的暴力が容認されない社会を目指している。それは、個別的の予防的および対応サービスを提供し、すべての被害者が支援され、加害者が責任を負うようにすることである。

28.女性と少女に対するあらゆる種類の暴力を防止し根絶するためのスコットランドの「安全を平等に」（Equally Safe）戦略は、法律を強化し、また女性と少女への暴力に対抗する組織に対しては3年間の運営資金を提供している。

29.ウェールズでは、障害のある女性は、国家戦略と2015年女性への暴力、家庭内虐待、性的暴力（ウェールズ）法によって保護されている。この法律は、サービスの一貫性を強め、品質、および利用率を向上させることを目指している。

**障害のある子ども、第7条（質問4a-c）**

30. 英国政府は障害生活手当（Disability Living Allowance）、児童税額控除（Child Tax Credit）、ユニバーサル・クレジット（Universal Credit）などの給付を通じて、低所得の家族（障害のある子どものいる家族を含む）を財政的に支援している。その他の支援としては、次のようなものがある。

・　住宅をアクセシブルにするための障害設備助成金。

・　2-4歳の障害のある子どものための無料の保育（イングランドの12.5百万ポンドの障害者アクセス基金からの資金によるものを含む）。

・　障害のある子どものいる家族のための家族信託積立補助金。通常は設備や家族の休暇のために用いられる。

・　医療サービスへの付き添いのための費用の支援。

31. 北アイルランドは2016年3月に、低所得者世帯に対する生活必需品の支援や障害児への付加的な教育支援への補助金を含む、児童貧困戦略[[10]](#footnote-10)を発表した。

32. スコットランドは、権限が委譲されるのであれば、スコットランドの障害児の障害給付制度を改善することを公約してきている[[11]](#footnote-11)。

33. ウェールズの戦略的平等計画2016-2020[[12]](#footnote-12)の目的には、貧困を減らし、貧困の影響を緩和し、低所得とされるリスクが最も高い世帯（特に障害のある人、および障害のある子どもの家族）の生活状況を改善することが含まれている。

34. （b）イングランドのすべての学校は、いじめへの対処措置を含む行動方針を用意することを、法律によって求められている。それぞれの学校はいじめをなくすための戦略を自由に策定できるが、「教育、児童サービスおよび技能に関する基準室」（Office for Standards in Education, Children’s Services and Skills）を通じての説明責任がある。これは、2010年平等法の要件を補完するもので、入学許可、教育の提供方法、援助、施設またはサービスへのアクセス、生徒の退学、あるいは生徒に何らかの不利益をもたらすその他のことに関して、学校が障害のある生徒（または生徒となる可能性のある子ども）に対して、差別、嫌がらせ、または迫害することを違法とする。これらに関する救済は、専門の裁判所への訴えによってなされる。「教育、保健、ケア計画」（Education、Health and Care Plan）で行われた入学決定は、特別教育ニーズと障害（SEND）裁判所によって審査され、退学の判断は2002年教育法第52条による独立した委員会によって審査される。

35. 「スコットランドの児童・青少年のための反いじめ全国アプローチ」は、今年後半に発表が予定され、偏見に基づくいじめを含むいじめを許さない総合的なアプローチを奨励している。さらに、スコットランドの追加的支援ニーズ裁判所（Additional Support Needs Tribunals）は、学校における障害に関連する差別への救済策を用意している。

36. （c）2014年児童および家族法は、法律の一般的想定はメインストリームでの教育であることを確認しており、また特別教育ニーズと障害（SEND）の行動指針には、支援の計画および見直しのあらゆる段階で、専門職は両親を関与させるべきであると述べられている。両親は、教育、保健、ケア（EHC）計画プロセスの一環として、特定の学校を要求する権利を有している。特別教育ニーズと障害（SEND）のある子どもまたは若者がEHC計画を持っていない場合、彼らはほとんどの状況でメインストリームの学校で教育を受けることが必要とされる。さらに地方自治体(LA)は、提供する支援を具体化する際には、若者と親を関与させることが求められる。また、すべての特別教育ニーズと障害（SEND）のある子どもと若者が、その自治体の教育、保健、社会的ケアのサービスに関する情報を１カ所で入手できる「地域資源一覧」（Local Offers）を公にしなければならない。

37. スコットランドの「子どもの権利」（Getting it right for every child）は、子どもや若者の現状を向上させるための国家的なアプローチで、子ども（そして可能であればその家族）が、利用できる支援についての情報に基づいた選択で中心的な役割を担うことを保証する。「主体的支援」は、スコットランドでの社会的ケアへの主流のアプローチであり、社会的ケアを必要とする子どもが、自分ちのケアがどのように提供されるかを選択しコントロールできるようにするものである。

38. 2014年ソーシャル・サービス・ウェルビーイング（ウェールズ）法によって設定されたケアと支援のための法的枠組みは、障害者の評価と支給決定への関与を求めることによって、「障害当事者による意見の反映とコントロールの指針」（voice and control agenda）を推進している。

**意識の向上、第8条（質問5）**

39. 英国政府は以下のように、障害に関する意識や理解を高めるための数多くの取り組みを実行している。

・　英国政府のヘイト犯罪対策計画に示された意識向上のための手立ての開発。

・　「障害者への信頼」（Disability Confident）は雇用主が障害者を雇うときの裏付けとなる。

・　生徒の障害理解を高めるための手立てが教員に用意されている。

・　自閉症に特化した理解訓練[[13]](#footnote-13)が、幼年期、学校、および16歳以降の教育に携わるスタッフに提供される。

・　障害理解訓練が、駅や多くのバス会社で実施されている。

・　主にNHS（国民保健サービス）の保健医療および社会ケアスタッフを対象とした研修には、精神保健および知的障害（learning disabilities）に関する内容が含まれている。

40. イングランドでは、認知症友人プログラム（Dementia Friends Programme）が人々の認知症への理解を深めている。北アイルランドの市民意識向上キャンペーン「それでも私」（Still Me）は、認知症に関連するスティグマを少なくすることを目指している。スコットランドでは、認知症に優しいコミュニティ、町、市での様々な取り組みが定着し、また国家としての認知症友人事業もある。ウェールズでは、認知症戦略的行動計画2017-2022が進行しつつある。

**アクセシビリティ、第9条（質問6）**

41. 建築条件は、SDG11のとおり、住居をインクルーシブかつ安全で災害に強く、また持続可能にするという目標の裏付けとなっている。建築規則は、英国全体の建築管理機関に、新しい建築作業の進捗状況を、アクセシビリティに関するパートMを含めて、法令遵守について検査するよう求めている。これらの要件が満たされていない場合、地方自治体は建築作業を行う企業を提訴する権限[[14]](#footnote-14)を持ち、必要な基準に達するように建物の所有者に通知[[15]](#footnote-15)し、違反している作業をやめさせ、極めて高額の罰金を適用する。その結果、2001年以降に建設された住宅はアクセシブルとなっていることが多い。例えば2001年以降に建設された住宅の93％には玄関レベルにトイレがある[[16]](#footnote-16)（それ以前では61％）。

42. 英国政府は、可能な限りアクセシブルな建築環境をめざすことを公約としている。この取り組みには、建設業界のリーダーに平等とアクセシビリティの意義を理解させるインクルーシブな環境行動計画（Inclusive Environment Action Plan）[[17]](#footnote-17)と、将来の建築環境専門家に対するインクルーシブな設計研修を促す建築環境専門教育（Built Environment Professional Education）プロジェクト[[18]](#footnote-18)が含まれる。

43. 北アイルランドでは、戦略計画政策声明（Strategic Planning Policy Statement）が、障害者のニーズを特に重視しており、すべての新しい地方開発計画と計画決定での優先事項となっている。2015年一般開発手続き命令（北アイルランド）の第6条では、大規模開発に当たって、障害者のアクセスに影響する問題にどう対応してきているかを明らかにするために、設計とアクセスの報告を求めている。

44. スコットランドでは、地方自治体は、スコットランド建築規則のすべての関連基準が満たされていることを保証するため、設計と現場での建築作業を審査する。基準が満たされていない場合、地方自治体は建築法（スコットランド）第27条に基づいて、関係者に法令の遵守または作業の中止を求めることを通知することができる。

45. ウェールズでは、すべての開発の提案は、すべての人に容易なアクセスを確保するという目的に合致する必要があると計画方針に示されている。具体的には、設計とアクセスの報告（Design and Access Statements）の活用、建築規則の遵守の監視、そして、公共および民間セクター向けに設計と建築の高い基準を維持することを目的とするウェールズ設計委員会の設置である。2016年に、設計委員会は建築環境専門家のためのインクルーシブな設計関連の研修を実施した。

46. 交通アクセシビリティに関する法制度が強化されてきている。公共サービス車両アクセシビリティ規則では路線バスがアクセシブルであることが求められ、2017年バスサービス法は、路線バス内の情報が、聞こえると見えるの両方の様式で確実に提供されることを求めている。2019年末までに、470の鉄道駅で全ホームへの（およびホーム間の）段差のないアクセスが実現する。これは旅客量の約75％に相当する（2005年には50％）。タクシーの運転手が、特定の状況以外で、登録された補助犬を同乗させることを拒否することは違法とされ、また、車いすアクセシブルに指定されたタクシーの運転手は上乗せ料金を請求したり、もしくは合理的な支援の提供を拒否したりすることはできない。

47. 北アイルランドは、「アクセシブル輸送戦略」を策定中であり、その行動計画には移動バリアを減らすための措置の概要が示されることになる。最近設立されたタクシー助言フォーラム（Taxi Advisory Forum）には、障害者の代表が常任で政策立案に確実に関与している。

48. 政府ウェブサイトGOV.UKの立ち上げによって、政府サービスへのアクセシビリティは大幅に向上した。このサイトは政府全体のサービスと政策に関する情報を含んでおり、支援技術に一体的につながり、利用者が画面をカスタマイズできるようにすることによって、さまざまなユーザーに容易に対応できるように設計されている。このようにデジタルサービスのアクセシビリティを引き続き向上させながら、英国政府は、政府省庁間の共同作業を可能にし、サービス評価プロセスの要件を設定するための、英国全体をカバーするデジタルコミュニテイを生み出してきている

**法律の前での平等、第12条（質問7）**

49. 2005年精神能力法（Mental Capacity Act 2005）は、精神能力に関して、英国政府の基本となる法律である。この法律は、人が可能な限り自ら意思決定ができるようにエンパワーする一方で、それができない人を保護している。意思決定能力の剥奪に関する判断に適用される保護裁判所規則が厳格化され、この手続における個人の関与を最善の形で確保する方法を決定する義務が裁判官に課せられた。英国政府は、現在、法律委員会からの勧告[[19]](#footnote-19)を検討中であり、また、人の意思と感情が「最善の形の利益」のいかなる決定でも最も重要な考慮すべき事項であることを確認し、支援つき意思決定の枠組みを導入するために、精神能力法の改正を検討している。さらに、2015年の「聞かれぬ声も、無視される権利もない」（No Voice Unheard, No Right Ignored）への英国政府の回答には、知的障害、自閉症および精神保健に関する問題のある人々が他のすべての人と同じ権利を享受できるようにするための行動が提示されている。

50. 北アイルランドでは、2016年5月に2016年精神能力法（北アイルランド）が制定され、現在実施され始めている。実施された暁には、この法律は、16歳以上のすべての人の精神保健（北アイルランド）指令を撤廃し、それに置き換わることになる。

51. 英国政府は、亡命者および難民の拘留に関する政策への責任を担っている。認定された難民は通常拘留されることはない。「入国拘留が必要なリスクのある成人」に関する方針では、精神保健に関する問題やその他の障害を有することを含む指標のリストに該当するのであれば、拘留された場合に脆弱性があるとみなされる。脆弱性があるとみなされる人々は、入国理由や公安面での不安が脆弱性への懸念を上回った場合にのみ拘留される。すべての難民申請者には、申請中に法的な説明を受ける機会があり、公表された一定の基準（資産調査とメリット調査を含む）に従って、法的援助が用意されている。

**司法へのアクセス、第13条（質問8a-d）**

52. （a）英国政府は、司法支援、脆弱な人々に対する仲介者の用意、新しいインクルーシブなデジタルサービスの提供など、多様な方法で人々が司法制度と関わることを支援している。司法支援は、2010年平等法に抵触する違法な差別、嫌がらせまたは迫害の訴えなどの事件に関する助言や説明を提供することによって、司法へのアクセスを支援する。仲介者とは、何が尋ねられているのかを証人が理解し、応答できるように支援するコミュニケーションの専門家である。デジタルサポートは、デジタル回線の利用が困難な人が司法へのアクセスを維持し向上させることができるように提供されている。これは、電話でのサポートのような軽い感覚の支援から対面による徹底した支援にまで及んでいる。いずれの支援も無料で、サービス利用者の強い要請によって進化してきている。

53. 北アイルランドは、警察の捜査やその後の裁判で、著しいコミュニケーション障害のある脆弱な証人（訴追および弁護）、容疑者および被告が証拠を提出する際に、効果的にコミュニケーションを図ることができるように、「登録仲介制度」（Registered Intermediaries schemes）を2013年5月にスタートさせた。

54. （b）市民司法支援は、特に重大な事件に関わる人々に司法へのアクセスを提供し続けている。法定の資産調査とメリット調査を条件として、この支援の対象には、地域ケアサービスについての地方自治体との紛争や、2010年平等法への違反に関連する差別の訴えが含まれている。英国政府は、司法へのアクセスを継続するための手数料を工面できない人を援助する手数料償還制度を運用している。労働裁判所手数料の導入の評価（2017年1月公表）には、保護されるべき属性を持つ人々への手数料の影響の調査が含まれていた。手数料の導入は概して成功した政策であったが、この評価には、労働裁判所への訴えが予想以上に減少したことが示された。この評価の項目の中には、「有料の援助」の所得基準値を引き上げる提案が含まれていた。これは障害者やその他の低所得層の人々に利益をもたらすと期待される。労働裁判制度への計画されている改革は、手続きを簡素化し、司法へのアクセスを改善することになる。

55. スコットランドでは、市民司法援助は、スコットランド雇用控訴裁判所および障害者差別に関する事件を扱う民事裁判所での、弁護士による説明を確保するために役立っている。弁護士と顧客との間の追加の通信サポートの合理的な費用をカバーするための追加の支払いも用意されている。

56. （c）障害のある陪審員に、必要な合理的配慮（reasonable adjustments）に関する情報を提示し、陪審に先立って用意することのできる制度が整えられている。障害のある陪審員は、裁判所のスタッフと合理的配慮を議論するために、事前に裁判所を訪問することができる。特定の裁判所で必要な配慮を行うことが不可能な場合、陪審は近くの配慮の可能な裁判所に移されることがある。ただし、手話言語通訳のような第三者の援助を審議室で必要とする陪審員は現在のところ、「13番目の陪査員(陪審員として指名されていない立会人)」の関与を避けるという原則があるために陪審に加わることができない。コモンロー[[20]](#footnote-20)の下で、陪審員は内々に審議する権利と義務がある。法廷の係官であろうとなかろうと、第三者が審議中にかなりの時間にわたってその場にいた場合、その評決は無効になる。英国政府の裁判所には、そのような合理的配慮を行ってはならないという縛りがある。

57. スコットランドでは、上級裁判官を議長とする検討グループが、障害のある市民やコミュニケーションの困難な人が陪審員としての市民の義務を果たすことを支援し、可能にする方法を探求してきている。

58. （d）女王陛下の裁判所および審判所管理局（Her Majesty’s Courts & Tribunals Service）は、2010年平等法の下での責任を重く受け止め、合理的配慮に鑑み、サービスおよび施設に平等にアクセスできるようにする義務に関す指針をスタッフに提供している。司法カレッジ（Judicial College）は、障害を含む公平な処遇のあらゆる面について、均等処遇ベンチブック（Equal Treatment Bench Book、裁判官用ガイド）[[21]](#footnote-21)によって、刑事裁判所および裁判所の裁判官へのガイダンスを提供している。また、司法カレッジは、すべての訓練に裁判の社会的環境の側面を含めるという戦略の裏付けとなる教材（eラーニングを含む）を作成した。

59. スコットランドでは、裁判所を訪れるすべての人の平等な扱いが司法機関にとって最も重要であり、司法責任としての核心部分である[[22]](#footnote-22)。司法事務所（judicial office）への指導と助言はスコットランドの司法ウェブサイト[[23]](#footnote-23)で公開されている「均等処遇ベンチブック」に掲載されている。

**身体の自由及び安全、第14条（質問9a-b）**

60. （a）2005年精神能力法（Mental Capacity Act 2005）は、自由の剥奪を正当なものとするために満たされなければならない予防措置を規定している。2014年の最高裁判所の判決の結果、自由の剥奪に裁判所の許可が必要なカテゴリーに入る人が大幅に増加した。そのことに対する批判が出たことに鑑み、英国政府は法律委員会にこの手続きに関する調査と勧告を依頼した。報告書は2017年3月に公表され、現在検討中である。

61. 北アイルランドでは、2016年精神能力法（北アイルランド）が施行された暁には、能力不足の人々のための法的枠組みが用意されることになる。

62. （b）英国政府は、住居と医療の選択権と自己管理権を擁護するなど、障害者が自立して地域社会に参加することを支援することに取り組んでいる。イングランドとウェールズでは、「自由の剥奪の予防措置」（Deprivation of Liberty Safeguards）によって、自由の剥奪をその人の最善の利益に叶い、できるだけ制約が少なく、また、裁判所で独立して審査され、異議申し立てができるようになっていることが、人々の権利を守っている。実際には、ケア施設や病院は、剥奪の認可を地方自治体に申請しなければならず、ケアの質委員会が予防措置が活用されていることを見届けている。

63.　ケアサービスに依存する人々への虐待に対処するため、ケアの場での虐待に関して、「意図的な放置」（wilful neglect）の罪が2​​015年4月から導入された。虐待や放置に関する重大な訴えは、徹底的に調査され、確認されれば刑事訴追の対象とされるべきである。

64. スコットランドでは、2003年精神保健（ケアおよび治療）（スコットランド）法による行動規範は、関連するすべての地方機関が緊密に協力して、合意に基づいて選択された安全な場所を指定し、すべての関係者がその位置と用途について完全に理解することによって、地域内にしっかりとした安全な場所を確保するべきであるとしている。指定された安全な場所には、適切な設備を用意するとともに、急性精神症状の管理経験のある有資格の精神保健職員を配置しなければならない。

65. ウェールズでは、1983年精神保健法（MHA1983）の改訂版行動規範が、意思決定の時点で、最も制限の少ない選択肢を適用し、人の自立を最大化するという指針原則を明確にしている。ウェールズの精神保健審査裁判所は、この法律に基づく拘留の独立審査を当てはめる予防措置を提供している。ウェールズ保健監察官およびケアと社会サービス監察官は、医療とケアの全ての場における、国民保健サービスでの自由の剥奪の予防措置（NHS Deprivation of Liberty Safeguards）の実施状況を監視している。

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由、第15条（質問10a-b）**

66. （a）英国政府は拘束の適用を減らすことに取り組んできている。刑務所では、あらゆる拘束の適用は合法的な範囲にとどまり、つり合いがとれていて、合理的で、そして、女王陛下の刑務所と保護観察サービス政策（2015年更新）に完全に従わなければならない。拘束は安全と信頼を維持するために適用され、その適用は完全に記録されなければならない。拘束は刑務所の中で、護送された受刑者が暴れているか、護送が刑務所の逃走されやすい部分を通過する場合に適用される。すべての外部での護送では、拘束を適用する必要性に関してリスク評価がなされる。拘束が医学的または体裁の面で不適切な場合、追加の護送スタッフが用意される。すべての現場スタッフは、強制力行使技術の訓練を受け、また方針は定期的に見直される。

67. 警備訓練センター（STC）や若年犯罪者施設で実施されている「身体拘束の最小化と管理」方針は、ディエスカレーション技術（de-escalation techniques）を使用して、拘束が絶対的に必要なときにのみ適用されるようにしている。障害のある若者が保護された環境（secure environment）に入る場合は、地域拘束対応計画が立てられる。保護された児童ホームやSTCは、子どもを保護し、怪我、重大な財産への損害または逃亡を防ぐためにのみ、拘束を適用することができる。その適用は、それぞれの事後に評価されなければならない。

68. 拘束の適用を含む、警察によるすべての実力の行使は、必要かつ相応なものでなければならない。拘束の適用について収集され、公表されたデータのレビューでは、拘束技術および装備を含む重要な実力が行使された場合について、警察はすべての事例における一連のデータを記録することを勧告された。このデータの一部は、警察の実力の行使と拘束の適用の規模と性質の理解を助け、警察の説明責任を厳格にするため、2017/18に公表される予定である。

69. 社会的ケアでは、イングランドの「肯定的かつ積極的ケア」（2014年発行）は、成人への医療と社会ケア従事者が最後の手段としてのみ制約的介入を実施する指針を提供している。効果的なガバナンス、透明性、監視など、説明責任を確実にする仕組みを設定している。子どもについては、英国の学校における拘束の適用が見直されている。障害児委員会は、特殊学校や保健やケアの分野での自閉症、知的障害や学習障害、精神保健問題のある子どもや若者への拘束のリスクを軽減することに関する指針案を作成することを委託されている。

70. スコットランドは、身体的介入に関するガイダンスを、「包摂され、関与し、参加する　第2部：学校からの排除の予防と管理のための積極的アプローチ」に含めることになる。これには、複雑な追加的支援の必要な子どもに関するアドバイスも含まれる。その中で、身体的介入は最後の手段としてのみ実施すべきであることが明確に示されている。

71. （b）英国政府はEHRC（平等人権委員会）に詳細に回答し、刑務所、医療、警察での監禁に関する委員会の勧告に対してどのように対応しようとしているかを説明した。監禁中の予期せぬ死のいずれからも教訓が得られ、さらなるそのような死を防ぐために役立てられている。

72. ウェールズでは、拘束の適用に関連して、地方保健理事会が適用しなければならない運用上の予防措置が、MHA1983年精神保健法行動規範（ウェールズ）[[24]](#footnote-24)の中に示されている。

**搾取、暴力、虐待からの自由、第16条（質問11a-c）**

73. （a）2010年平等法は、人々をジェンダー、年齢、性別適合（gender reassignment）に基づく嫌がらせや迫害から守っている。司法援助は、2010年平等法関連の嫌がらせや迫害に関する訴訟での法的助言や代弁を行って、司法へのアクセスを支援している。さらに、青少年司法および刑事証拠法（1999年）は、18歳未満であるか、または精神的または身体的に障害があるために脆弱と見なされる証人には、仲介者の支援を受ける資格があると規定している。仲介者は、警察の尋問中および裁判所で、証人が尋ねられた質問を理解し、証拠を提示するための支援を行う。

74. 北アイルランドの登録仲介者事業は、同様に、脆弱な証人が警察の取り調べやその後の裁判中に効果的に意思疎通するのを支援している。スコットランドでは、「平等に安全」（Equally Safe）戦略は法律を厳格化し、これらの問題に取り組むために多くの資源を投入している。

75. （b）2016年7月に、英国政府は、障害および他のいくつかの特定の特性に基づく憎悪犯罪を減らす具体的な取り組みの概要を明らかにし、4年間の政府間憎悪犯罪対策計画を発表した。それには、障害分野の憎悪犯罪や嫌がらせの報告が少数にとどまっていることに対応し、刑事訴追を増やすための措置が含まれている。これは、障害者権利擁護団体内の第三者報告センターや#imwithsam[[25]](#footnote-25)（知的障害や自閉症のある人への理解を促すキャンペーン：訳者）などの関連する支援キャンペーンを通じて達成されている。さらに、検察庁と警察の共同訓練が行われ、障害に基づく嫌悪犯罪の特定、調査、訴追が改善された。2015/16年には2014/15年と比較して刑事訴追の成功率が40.6％向上した。

76. 北アイルランドの地域安全戦略には、被害者や地域社会に対する、予防、意識向上、教育、支援を通じて、あらゆる種類の憎悪犯罪に取り組むことが含まれている。障害憎悪犯罪権利擁護（Disability Hate Crime Advocate）サービスは、障害憎悪犯罪の被害者に事件の通報を控えさせてしまうバリアをなくすことを目的としている。

77. スコットランドは、「憎悪犯罪、偏見および地域社会の結束に関する独立諮問グループ」（Independent Advisory Group on Hate Crime, Prejudice and Community Cohesion）を立ち上げたと2016年9月に発表した。2017年6月、スコットランド政府はこの諮問グループの勧告を実施するための行動計画を策定した。また、2017年1月には、独立の立場から憎悪犯罪法制の見直しを行うため、Bracadale卿が任命された。

78. ウェールズ政府の「憎悪犯罪とその事件捜査への取り組み：行動の枠組み」[[26]](#footnote-26)の目的には、予防、支援、および複数機関による取り組みの改善が含まれている。

79. （c）北アイルランドでは、同意なしの電気痙攣治療は、セカンドオピニオンでもそれが妥当とされる場合にのみ、実施することができる。2016年精神能力法（北アイルランド）が施行された暁には、同意する精神的能力のある人に対しては、同意なしに電気痙攣治療は実施されない。同意能力のない人の場合には、電気痙攣療法は、その人の最善の利益とセカンドオピニオンが一致する場合にのみ許可される。

80. スコットランドのNHS教育局は、2015年に「基本理念：スコットランドにおけるエビデンスに基づく心理療法の提供指針」[[27]](#footnote-27)の最新版を公表した。これは、様々な治療方法に関するエビデンスを要約し、心理療法サービスに関するアドバイスを提供し、個別に用意された介入方法を紹介している。また、スコットランド大学連合ガイドラインネットワークによって作成されたエビデンスに基づく好事例ガイドラインにも、スコットランドでの経験が紹介されている。

81. 1983年精神保健法に関するウェールズ行動規範は、その第25章で電気痙攣療法を含む特別なルールと手続の対象となる治療の指針を示している。さらに、これには、患者、家族、介護者への情報が含まれている。

**個人をそのままの状態で保護すること、第17条（質問12）**

82. 検査または治療のための有効な同意を得るという要件は、すべての人々に等しく適用される法的問題である。障害は強制的に治療を加えるための十分な理由とはならない。同意は、不妊措置の前段階となる治療を含めて、あらゆる形態の医療の要とされている。英国の法律は、意思決定を行う精神的能力が欠如しているごく少数の人々に対しては、厳密な保護措置の対象としたうえで、最善の利益になる場合に限って、治療を加えることを認めている。

83. スコットランド法は、強制不妊措置を個別の犯罪行為に含めていない。しかし、これはコモンロー（慣習法）の下での強制わいせつ（おそらく重大な強制わいせつとされる可能性が最も高い）に相当し、それを根拠として訴追される場合がある。

**移動と国籍の自由、第18条（質問13）**

84. 英国政府は、移動と国籍の自由に関する権利条約第18条の留保を継続している。（英国の法律の下で）英国に入国し滞在する権利を持たない人が、英国に入国し、滞在し、また、英国から出国することに関する限りにおいて、そのような法律を適用する権利を放棄しないことは、適切かつ妥当である。

**自立した生活及び地域社会へのインクルージョン、第19条（質問14-16）**

85. （14a）イングランド国民保健サービス（NHS）とそのパートナーによる「正しい支援の構築（2015）」計画は、知的障害または自閉症（および行動障害）の人々のためのコミュニティサービスの開発と入院施設の閉鎖を提案し、2019年までに入院患者を35〜50％減らすことを提案している。この計画には、全国サービスモデルの骨子も組み込まれている。

86. 2010年平等法は、住宅や商品やサービスの提供を含む様々な分野での差別からの法的保護を用意し、組織のそれぞれに合理的配慮（reasonable adjustments）を行う法的義務を課すことによって、地域社会へのインクルージョンを支援する。これらの保護は、サービスや職場へのアクセスを改善し、生活環境を変えて自立生活を促進するために役立つ。

87. （b）2010年平等法の保護に加えて、住宅改造補助金規則（Housing Renewal Grant Regulations）（1996年）などの法律は、障害者設備補助金の対象となる障害者に対して住宅改造を提供する法的義務を住宅当局に課すことによって、自立生活を支援している。

88. イングランドでは、2014年ケア法が、より大きな権限を障害者を含むサービス利用者に付与することによって、保健医療および社会ケアにおける従来の障害者へのアプローチを転換することに役立っている。個人予算（personal budgets）への権利に関しては、この法律は、障害者が使用する介護サービスをより自由に管理することを可能にしている。また、将来的には、社会ケアサービスを利用している成人が日常生活を確実に管理できるようにすることを、地方自治体に義務付けている。

89. 2014年社会サービスと福祉（ウェールズ）法は、ウェールズ政府が、社会サービスを変革し、ケアを必要とする人と支援を必要とする介護者の福祉を向上させるための、法的枠組みを提供している。

90. （c）英国政府は、障害者が可能な限り自立して生活することを支援する上での社会的および財政的給付（の意義）を認識している。障害を持つ人々は、資産調査の対象とされることを条件として、自立して生活しているか施設ケアを受けているかに関係なく、自分のパーソナルケアの費用に相当する国の支援を受ける権利がある。資産調査から除外される個人所得は、居住施設ケアを受ける人では低く、また年齢によって異なっている。

91. （d）英国政府は、権利条約の批准を管轄区域にまで拡大していないため、英国の海外領土をこの定期的審査の対象とは考えていない。

92. 北アイルランド保健省はスコットランド政府と協力し、スコットランド自立生活基金に資金を提供し、極めて深刻なケアニーズを持つ重度障害者に週250ポンドの現金を直接支払っている。自立生活を促進する住宅サービスに資金を提供する「人々への支援」（Supporting People）プログラムのかなり大きな部分は、身体障害および知的障害のある人々のためのサービスに向けられている。

93. 2013年社会ケア（自己管理支援）（スコットランド）法は、人々が社会的ケアについて正しい情報に基づいた選択を行うのを助け、地域社会で自立して活動的な市民として生活することを支援している（そのためにスコットランド自立生活基金へ約５千万ポンドを支出）。

94. ウェールズは、自立して生活する人々を社会的ケアの提供により支援している。自立生活基金からの支援を従来受けてきた人は、今後の支援を見直し、新しいケアと支援の計画を作成することになる。さらにウェールズ政府の「自立生活行動枠組み」は、ウェールズの障害者の権利を促進している。この枠組みは、ウェールズ政府が権利条約をどのように実施しているかを示しており、現在更新されつつある。

95. （15）英国政府は、イングランドで2014年ケア法[[28]](#footnote-28)を導入することを含め、近年自立生活を増やすための措置を講じている。この法律の解説は、人々が日々の生活をコントロールし、適切な住居に住み続けることができるようにすることの必要性を強調している。地方住宅当局は、障害設備補助金の対象となる障害者の住宅改造を行う法的義務を有する（その金額は2017/18年には4億3,100万ポンド）。地方自治体は、新しい住居が障害者にどのように適応しているかに関する法的な審査を行って、社会住宅が障害のために転居する人々のような特定のグループに適切な形で優先されるようにしなければならない。

96. （16）北アイルランドでは、住宅改造サービスの部門相互間評価最終報告書および2016年行動計画に、意思決定の仕組みにおける障害者の役割と関与を強化するための勧告が含まれている。その後、障害フォーラムが設置された。この戦略実施グループは、障害者を含む他のグループによって支援されている。さらに、身体的および感覚的障害の戦略および行動計画は、身体的、感覚的またはコミュニケーション障害を有する個人（年齢に関係なく）のためのサービスおよび支援を改善することを目的としている。その第7.4には、特に自立生活の裏付けとなるサービスに関する記述がある。

97. スコットランドでは、「自己管理支援」（Self-directed Support）[[29]](#footnote-29)によって、障害者、介護者、家族が社会的ケアについて正しい情報に基づいた選択を行うことができる。地方自治体は、社会ケアの対象となる人々にケアと支援の選択肢を提供し、正しい情報に基づいた選択を確実なものとする法的義務を有している。

98. 2016/17年にウェールズは、最も脆弱な人々に住宅関連の支援（自立した生活を含む）を提供するための「人々への支援」[[30]](#footnote-30)資金を124.4百万ポンド以上支出した。この予算は2017/18年にも用意されている。このプログラムは、障害者が住居を見つけて維持することができるようにするための幅広い支援を提供している。

**表現と意見の自由と情報へのアクセス、第21条（質問17）**

99. 英国手話言語（BSL）は、2003年3月に英国政府によって正式の言語として法的に認められた。2010年平等法には、ろう者や聴覚障害者を含む障害者に合理的配慮（reasonable adjustments）が行われることを保証する規定が含まれている。そのような規定には、BSL通訳の派遣が当然含まれる。ほとんどの政府主催のイベントや多くの公的イベントでBSLの便宜が提供されている。

100. 聴覚障害のある子どもは、学校システムを通じて幅広い専門家のサポートを受ける。それらの子どもの93％以上が現在、地域のメインストリームの学校に通うことができ、その中で専門チームによる追加サポートも受けている。イングランドの152の地方自治体のうち132では、聴覚障害のある児童・生徒を教える資格を持つ教師の専門家チームがあり、学校や家族に助言や支援を提供している。より複雑なニーズを持つ少数のろう者および盲ろうの児童・生徒には、専門的な指導を行う学校が用意されている。

101. 北アイルランド2016年手話言語のあり方に関する公共協議には、BSL /アイルランド手話言語の普及を促進し、手話言語利用者のすべての公共サービスへのアクセスを改善するための立法および政策提案が含まれている。これは、子ども、家族、ボランティアやコミュニティ分野のサービス提供者、大学、学校にろう者理解やBSL /アイルランド手話言語コースを提供する現在の取り組みに追加される。

102. 2015年BSL（スコットランド）法は、BSLの普及を促進し、支援する。現在では、BSLは第3言語として学校で学ぶことができる。スコットランド政府は、BSL /英語の通訳の（スキルレベル、訓練および規制を含む）状況を見直し、医療や司法などの専門分野に熟練したBSL通訳者を増やす方法を検討している。

**教育、第24条（質問18a〜f）**

103. （a）英国政府は、障害のある子どもの教育ニーズが、地元の地域社会以外の専門家のサービスによって最も適切に満たされる状況があると考えているため、権利条約のこの部分の留保を継続している。英国が権利条約を批准したときの解釈声明と同様に、英国政府は、子どもの就学先に関して、両親がメインストリームおよび特別学校を選べるようにすることを約束している。

104. （b）教育における障害者に対する差別は2010年平等法によって禁じられている。さらに、2014年児童・家族法は、特別教育ニーズと障害（SEND）を持つ青少年が教育を受ける場所の決定に関して、メインストリーム教育を法律での一般的な前提とすることを確認している。この前提は、両親または若者の希望が満たされることを保証する規定によって裏付けられている。しかし、就学先の適切さに関して、いくつかの法的制約が存在する。それは、資源の効率的な使用、および他の人の効率的な教育などとの両立である。

105. イングランドでは、SDG 4に沿って、メインストリームの学校で障害のある子どもや若者を担当しているスタッフは、彼らを他の若者と一緒に参加するすべての機会に含めなければならない。メインストリーム学校（maintained schoolsと書いてあるがmainstream schoolsの誤記と判断して訳した）や特別学校のすべての教員は、認定された教員資格（Qualified Teacher Status）を有していなければならない。一部の特別学校は、メインストリームの学校と協力して教育方法を開発し、専門知識を共有している。

106. 北アイルランドでは、新たな特別教育ニーズの枠組みが、2018/19年度に実施される予定である。教育行政は子どもの意見を尊重する義務を有し、16歳以上の子どもには異議申し立ての権利を含む新たな権利が与えられる。

107. スコットランドでは、メインストリーム教育の前提には、就学先決定における3つの重要な例外が含まれている。それらは、子どもの最善の利益と必要とされる配慮の程度を考慮することによる例外である。ただし追加学習支援法（Additional Support for Learning Act）に基づいて、学校教育に関する決定への異議申し立ては可能である。

108. ウェールズ政府は、学校、地方自治体およびパートナー組織のための「インクルージョンおよび児童・生徒支援」[[31]](#footnote-31)指針を作成した。現在「追加的学習ニーズと教育特別委員会（ウェールズ）法」案[[32]](#footnote-32)が検討されている。

109. （c）公表された「イングランドにおける特別教育ニーズ」[[33]](#footnote-33)の2016年1月統計第一版には、施設の種類、ニーズ、年齢、性別、人種ごとの特殊教育ニーズの内訳が含まれている。分権政府の行政機関に関する統計[[34]](#footnote-34), [[35]](#footnote-35)も公表されている。付属資料Bを参照のこと。（訳者注：障害者権利委員会のサイトには、締約国報告の場合でもパラレルレポートの場合でも、付属資料は紹介されていない。）

110. （d）SEND行動規範は、専門家が子どもの支援の計画と見直しのあらゆる段階で両親を参加させるべきであることを明確にしている。保護者は、教育、保健およびケア（EHC）計画に合意するプロセスの一環として、特定の学校を指定する権利がある。子どもまたは若者がEHC計画を持っていない場合、彼らはほとんどの状況でメインストリームの学校で教育を受けることになる。

111. スコットランドの学校（保護者参加）法（スコットランド）は、学校と自治体（councils）が両親や教育関係者と協力して、親の関与に関する戦略を用意することを義務づけている。スコットランドの壮大な狙いは、親の関与に関する世界のリーダーになり、両親や家族を平等なパートナーとして支援する共同作業的な色彩の強いアプローチを推進することである。スコットランド政府は、障害児の両親を支援するために「児童・青少年・家族早期介入基金」を通じて団体を支援している。また、スコットランド政府は、この基金に年間280万ポンドの資金を提供しており、基金はこの資金で重度障害児のいる低所得の家族に少額の補助金を直接提供している。さらに、学校の選択や関連する両親の権利に関するパンフレットを含め、学習のための追加支援について両親や介護者へのアドバイスを行う「問い合わせ（Enquire）」（学習のための追加支援に関するスコットランドの助言サービス）に資金を提供している。

112. （e）障害学生手当（DSA）は、障害のある学生に資力調査を伴わない支援を提供している。この手当は障害のある学生が高等教育の利用において必要とする配慮で、高等教育機関が通常提供する配慮を上回る部分に対応している。DSA制度の変更は支援を停止するものではないが、2010年平等法に基づいて合理的配慮（（reasonable adjustments））を行う高等教育機関の義務に対応するための取組みを補うものとされている[[36]](#footnote-36)。DSAの支援は、多くの専門的な支援のために今後も引き続き利用できる。例外的なケースのプロセスでは、合理的配慮の評価について高等教育機関と係争中の学生に、当座の資金を提供している。

113. （f）英国全体の初期教員研修では、研修中の教員は、障害のある子どものニーズを理解することを含め、適切な「教員基準」（Teachers’ Standards）を確実に満たさなければならない。障害理解のための資源は、自閉症理解訓練を含め、教員が自分の理解を高め、インクルーシブな教室環境を構築するために広く利用できる。さらに、特別な教育ニーズに関する共同コーディネーターの役割を果たす教員は、「認定教員資格」（Qualified Teacher Status）を保持し、それから3年以内にSENコーディネーションの修士レベルの国家資格を取得しなければならない。感覚障害のある子どもをフルクラスで教える教員は、この役割を引き受けるときには、必要な訓練を受けなければならない。

114. スコットランドでは、初期教員教育の担当者は、卒業生が、平等およびインクルージョンを確保するために、すべての子どもと青少年のニーズを公正かつ適切な方法で満たすことが期待されていることを理解できるようする義務を有している。

115. ウェールズは、現在、教員の教育の実施方法を改革中である。この改革により、追加の学習ニーズを持つ生徒を含むすべての学習者のニーズに確実に対応するための、すべての教員および指導者の責任が明確になるはずである。

**健康、第25条（質問19a-g）**

116. （a）患者の障害の有無にかかわらず、同意を得ることはNHS(国民保険サービス)の実施に不可欠である。障害者が精神的能力を有するとみなされる場合、治療を行うための同意を得なければならない。2005年精神能力法および関連する行動規範は、精神能力を評価するための基準を定めている。

117. イングランドのアクセシブル情報基準（Accessible Information Standard）は、障害者が理解できるように情報が提供され、医療や社会ケアサービス機関と効果的に意思疎通ができるように障害者を支援することを目指している。NHSのケアを提供しているか、もしくは公的資金による社会ケアを提供しているすべての組織は、この基準に従うことが法的に求められている（2016年8月以降）。

118. 北アイルランドは、2016年精神能力法（北アイルランド）に加えて、精神保健のためのサービス枠組みを作成し、医療・社会ケア制度に求められるケアの基準を定めている。

119. スコットランドは、モンゴメリ最高裁判決に従って、同意手続に至るまでの過程を見直している。判決では、リスクを論じることは、意味のある明確な対話をして、決定の共有に到達しようとすることであり、それには時間がかかることが強調されている。また同意に関する改訂指針も作成される予定である。

120. （b）イングランドでNHSのケアを提供しているか、公的資金による社会ケアを提供しているすべての組織は、アクセシブル情報基準に従うことが法的に必要とされている。2008年保健および社会ケア法（Health and Social Care Act）[[37]](#footnote-37)は、安全でない不適格な建物に由来するりスクから、適切な設計とレイアウトなどによって患者を保護しなければならないと述べている。医療が提供される施設へのアクセスのためのベストプラクティスおよび法的規定には、医療用建物の設計方法を解説する「医療用建築物通達」（Health Building Notes）[[38]](#footnote-38)が含まれている。

121. 2006年NHS法、1989年児童法、2014年ケア法、および2014年児童および家族法の下では、保健社会ケア担当の地方公務員は、責任者として担当するすべての人のニーズに確実に対応する義務を有する。これには、施設がアクセシブルであることが含まれる。スコットランドは、自閉症や知的障害に関する保健医療スタッフのための追加研修に意欲的に取り組んでいる。

122. （c）一般市民のための性および生殖医療に関する情報は、多様な形式で入手でき、そのことが障害のある女性のアクセスの向上にもつながっている。さらに、英国政府の「性の医療改善の枠組み」[[39]](#footnote-39)は、地方レベルで性の医療サービスを改善するための正しい情報基準(エビデンスベース)を設定し、アクセシブルなサービスと介入を確実に用意するための情報と支援ツールを提供している。

123. スコットランドでは、性および生殖に関する医療サービスは日常的な保健医療の一部である。スコットランド政府は、「スコットランドNHS教育」と協力して、性と生殖医療クリニックの職員を含む保健・社会ケア職員の知的障害者指導のための枠組みを作成している。

124. 「ウェールズ性の医療および健康行動計画2010-2015年」は、女性のための多くのサービスとそれらに伴う結果の改善をもたらした。ウェールズ政府は、新しい性の医療プログラム委員会の活動を明示するために、現在、性の医療サービスを見直している。

125. （d）英国政府は障害者への理解と支援を改善するために、2015年2月に発足した「オープンアクセスの「障害の課題」（Disability Matters）」[[40]](#footnote-40)訓練に資金を提供した。これは特に医療専門家を対象に、SDG 3.7の目的をサポートしている。

126. スコットランドは全国知的障害ガイドラインを策定し、すべてのNHSサービスのスタッフの訓練ニーズを把握し、サービス提供を向上させるために役立てようとしている。「スコットランドNHS教育」が作成した自閉症訓練の枠組みは、自閉症の人々を支援する保健医療および社会ケア職員の能力をさらに向上させている。

127. （e）NHSに期待されていることを示す「NHSの権限」は、目標6に次のことを含めている。「我々は、NHSイングランドが、精神障害、知的障害、自閉症のある人々と人々全体との間の健康格差を縮小させるために努力することを期待する。そしてこれらの人々が完全で、健康で自立した生活を送ることを支援する」。この目標は、NHSイングランドの実績保証プロセスを通じて、また他方では臨床委託チームを通じて、監視されている。

128. スコットランドのグラスゴー大学に置かれているスコットランド知的障害見守りセンターは、スコットランドにおける知的障害者および自閉症者の健康とケアに関する情報を提供している。

129. （f）2014年「終末期ケアの優先事項」（Priorities for Care of the Dying Person）[[41]](#footnote-41)は、終末期のすべてのケアの基礎となるべき、質が高く、特別な配慮を伴う、個別化ケアの原則を定めている。また、心肺蘇生決定に関する指針[[42]](#footnote-42)が、英国蘇生審議会、英国医学会および王立看護大学によって2014年10月に発表された（2016年に改訂）。これは、臨床実践の動向と事前決定に関する法律を考慮し、意思決定プロセスに本人（または自分で意思決定できない場合は代理人）を関与させることの重要性を強調している。英国政府は、この指針を地方自治体の「心肺蘇生法を試みない」方針（‘Do Not Attempt Cardiopulmonary Resuscitation’ policies）の適用基準として推奨している。

130. スコットランドの改訂方針[[43]](#footnote-43)（2016年8月公表）は、人権法（1998年）、2000年無能力者（スコットランド）法および国際人権（法制）に基づく決定が確実に行われるようにすることを目的としている。「全ウェールズ心肺蘇生法を試みない」（All Wales Do Not Attempt Cardiopulmonary Resuscitation）方針[[44]](#footnote-44)には、精神能力に関する個別の項目がある。

131. （g）英国全体の自殺に関する国家機密調査（National Confidential Inquiry）年次報告書には、精神保健サービスとつながりのある知的障害のある人に関する情報が含まれている。知的障害者死亡調査プログラムでは、知的障害を持つ人々の死因としての自殺に注目している。

132. 2012年に公表されたイングランドの省庁連携自殺防止戦略（Cross-Government National Suicide Prevention Strategy）は、特定のニーズを持つ人々のための精神保健アプローチの活用を含む、自殺を減らすための主要な行動分野の概要を示した。 その戦略は2017年1月に更新され、2017年12月までにすべての地域が複数機関連携の自殺防止計画を立てるという約束を含んでいる。

133. スコットランドでは、2018年に自殺防止に関する新たな行動計画が公表される予定である。スコットランドの自殺防止訓練は、医療、社会、刑事司法サービスの第一線スタッフが兆候となる自殺願望を認識し、効果的に介入できるようにすることに特に力を入れており、また自殺によるスティグマを減らす取り組みも並行して行われている。

134. ウェールズの自殺・自傷防止戦略2015-2020の「私に話してーその２」（Talk to Me 2[[45]](#footnote-45)）は、一部の障害のある人々を含む、特に脆弱な特定のグループを割り出すことによる、目標を絞ったアプローチを採用している。

**労働と雇用、第27条（質問20-21）**

135. （20）2010年平等法は、募集・採用を含め、雇用における直接および間接差別から障害者を保護している。障害のある人は、雇用において障害を理由として差別されていると思う場合、雇用裁判所（Employment Tribunal）に訴えることができる。雇用以外の、障害を理由とする2010年平等法違反の訴えは、民事裁判所に対して行われる。

136. 雇用主は、2010年平等法の下で合理的配慮（reasonable adjustments）を行う義務を有する。この配慮が、雇用主に対して合理的に期待される以上のものである場合、「仕事へのアクセス」（Access to Work）[[46]](#footnote-46)はその追加費用に対応する実務的および財政的支援を提供する。「仕事へのアクセス」の精神保健サポートサービスは、精神保健の対象とされる見習いに限定して、2年間の試験雇用を実施している。

137. 障害者の雇用機会を増やすための取り組みに、英国政府の新しい「障害信頼制度」（Disability Confident scheme）がある（2016年11月スタート）。ここでは雇用主は、最低限の職務基準を満たす障害のある求職者と面接するとき、能力のみを考慮することを約束している。これには4000以上の組織が登録している。

138. 英国では350万人の就労年齢の障害者が雇用されており[[47]](#footnote-47)（2017年第1四半期現在）、2015年の同じ四半期以来292,000人増加している。このような増加傾向の継続が重要であることを認識して、「職業センタープラス」（Jobcentre Plus, JCP）を通じて、メインストリームの雇用支援や障害者に特化した雇用支援が利用できるようになっている。メインストリームの支援にはJCP就労コーチへのアクセスが含まれる。この就労コーチは、フレキシブル支援基金を通じたボランティアの機会、技術支援、実務経験、地域活動を含めて、個別化された復職支援を提供している。すべての就労コーチは、障害者を含む複雑なニーズを持つ人々を支援できるように訓練されている。

139. その他の専門的な支援には次のものが含まれる。

・新規起業手当（New Enterprise Allowance）は、失業者が自ら起業することを支援する。 2011年4月以降に開始した人々の約23％に障害（自己申告による）がある[[48]](#footnote-48)。

・「仕事の選択」（Work Choice）は、複雑な障害関連のバリアを有する人々を雇用に向けて支援する。そして、

・専門家の雇用支援（Specialist Employability Support）は、特に複雑な雇用へのバリアを有する障害者に対して、専門家による雇用支援を行う。

140. 北アイルランドは、障害者の雇用の可能性と進路を拡大するため、2016年3月に障害者雇用戦略（Employment Strategy for People with Disabilities）を開始した。障害者を含む障害者雇用関係者フォーラムがこの進捗状況を監視する。

141. 「障害者に一層公平なスコットランド」（Fairer Scotland for Disabled People）には、障害者とその他の労働人口の雇用格差を少なくとも半減させるという約束が含まれている。 2017年4月から新たに施行されるサービスは、障害者を対象とし、何人の障害者の就労が支援されたかを算定する。障害のある青少年の失業を減らすためのその他の措置には、新型の見習い制度（Modern Apprenticeships）での採用の拡大が含まれる。

142. （21）現在、障害のある人とない人の間での、同等の価値の仕事に関する賃金格差の公式の計算結果は存在していない。障害者の賃金格差の算定は複雑であり、算定を確実なものとするためにはデータソースと方法論の制約を解消する必要がある。2015年の第2四半期の推計によれば、平均時給は障害のない人の14.10ポンドに対して、障害者は12.20ポンドである[[49]](#footnote-49)。

143. 英国政府の「生活改善：労働・健康・障害」（Improving Lives: Work, Health and Disability）グリーンペーパー（緑書）[[50]](#footnote-50)は、障害や健康状態に問題のある人が、能力と意欲の許す限り、その労働の可能性を発揮できるようにすることを目標として示している。グリーンペーパーでは、上級ポストの確保を含め、障害者の労働での地位向上を確保するための政府の役割について尋ねた。質問への回答は、雇用主がどのように障害者の昇進を促すための支援を受けるか、また、どのようにすれば雇用主が情報と支援にアクセスできるかに関する情報の正しさを確保するために役立っている。

**相当な生活水準及び社会的な保障、第28条（質問22-23）**

144. （22）福祉制度は、英国の障害者に対する包括的な支援体制を提供し続けている。2015-16年には、英国政府は個別自立給付およびDLA（障害生活手当、Disability Living Allowance）に170億ポンド近くを支出したが、2006-07年度には110億ポンドであった[[51]](#footnote-51)。2008年の金融危機の後に実施された英国政府の福祉制度の改革は、十分な生活水準を確保し、脆弱な人々に対する特別な保護を制度に含めることを目的としていた。例えば、ユニバーサル・クレジット（Universal Credit）は、隠れた障害を含む、障害のある人のためのサポートを向上させている。

145. 英国政府には、すべての政策に適用可能な所定の指標を用いた単一の固定監視システムはない。各省庁は、PSED（公的部門での平等義務、Public Sector Equality Duty）を十分に考慮し、EA2010の法的要件に対応しながら、政策の影響を監視する最善の方法を検討している。政策の有効性と効率を評価し、可能な限り改善を求めることは、福祉政策の改革などでの標準的な慣行である。実施情報、データ動向、外部関係者または一般市民との関わりを通して問題が特定されている場合、政策またはその実施を変更する必要があるかどうかが全面的に検討される。さらに、独立した立場からの評価（労働能力評価[[52]](#footnote-52)など）が、政府外部の信頼できる専門家によって実施されている。

146. 英国政府の福祉改革を北アイルランドで実施するための合意の一環として、障害者に特定の資金が提供されるが、彼らは住宅費に関する追加的な財政支援を受けることもできる。

147. スコットランド政府は、世代間の貧困サイクルに取り組むことを約束し、2017年2月にスコットランド議会に児童貧困（スコットランド）法案を上程した。これは児童の貧困対策に関して、収入を基準として対象者を拡大することになる。

148. （23a）英国政府は、収入を増やすことが最も困難な脆弱な人々（障害者を含む）を守るため、福祉システムの中に保護措置を含めている。保護措置には、主な障害関連給付を受けている人々に給付上限（世帯が受け取ることができる最大福祉給付額を設定する）を適用しないことが含まれる。

149. 英国政府は、不利な状態にある子どもや家族の生活に、重要な変化を生み出すためには、福祉制度が提供するセーフティーネットを超えるアプローチを必要とすると考え、子どもの貧困と不利の根本的な原因に取り組んでいる。収入に関連した児童貧困対策の目標を、親の失業と子どもの教育の達成に向けた法的措置に置き換えたのはこのためである。「生活の改善：仕事のない家族を助ける」（Improving Lives: Helping Workless Families）[[53]](#footnote-53)は、現在および将来の子どもに関する成果の改善に引き続き焦点を当てる枠組みを提供した。

150. ウェールズ政府の「ウェールズ児童貧困戦略と進捗状況評価2016年概要報告」[[54]](#footnote-54)は、ウェールズの低所得世帯の状態を改善し、子どもの貧困対策の進捗状況を示している。

151. （b）英国政府は、世帯に対する、税制、福祉、公共支出政策の影響の累積的な分析を公表してきている[[55]](#footnote-55)。最新の2017年3月の公表分には、英国の税制、福祉、公的支出によって、所得が高度に再分配されていることが示されている。十分位で最低所得区分の世帯は、納税額1ポンド当たり4ポンド以上の公共支出を受け取り、最高所得区分の世帯は1ポンドを受け取るのに5ポンド以上を納税している。

152. スコットランド政府は、障害者の生活に影響する分権された責任のより広範な枠組みの中で、社会保障がどのようにすれば最適に機能するかを総合的に考える立場から、福祉制度の基本部分が分権されたときに、英国政府とは異なる政策アプローチを採用することを計画している[[56]](#footnote-56)。

153. ウェールズ政府は、ウェールズにおける英国政府の税と給付の制度改革の影響に関する調査結果を公表した[[57]](#footnote-57)。それには累積影響評価も含まれている。

154. （c）2010年平等法に詳述されているように、保護されるべき特性を持つ人々に影響する可能性を考慮する必要のある政策の策定と実施に関わる公務員に対して、平等訓練が実施されている。移民は保護されるべき特性とはみなされない。

155. スコットランドでは、地方自治体は、1968年ソーシャルワーク・スコットランド法（Social Work Scotland Act 1968）に基づいて、必要と評価された人にケアを提供する義務を有しているが、これは他の人と平等に（障害者に）提供されなければならない。

156. （d）2014年児童および家族法は、「特別教育ニーズおよび障害」の制度を、より人間中心で、両親のニーズに対応するようにしている。また、この法律には、地方自治体は、両親の意見、願望、感情を考慮し、正しい情報に基づく親の決定を支援しなければならないと述べられている。さらに、特別教育ニーズ綱領（Special Educational Needs Code of Practice）では、障害児の両親が自分たち自身のニーズの査定を受ける権利を導入している。また、両親は、幼年期の支援機関、学校、および16歳以降の教育施設に対して、障害差別の訴えを起こすことができる。

157. （e）労働能力評価（Work Capability Assessment：WCA）は、雇用支援手当（Employment and Support Allowance, ESA）およびユニバーサル・クレジットの基本部分の受給資格を判断する機能評価である。状態（機能障害や症状か：訳者）によってESAの受給が認められることはない。WCAは個人を一連の機能項目で評価し、病気や障害が日常の活動を行う能力にどう影響するかを判断する。英国政府は、障害や健康状態によって就労できない人々が必要な支援を受けられるようにすることと並行して、障害者が（雇用に平等にアクセスする権利に従って）他の人と同じ就労の機会を持てるようにすることを約束している。「生活の改善：労働・健康・障害」グリーンペーパーはWCAがどのように改善されることが望ましいかを尋ねた。英国政府は次のステップに関する決定に先立って回答することを検討している。

**政治および公的活動への参加、第29条（質問24）**

158. 1983年国民代表法第18条は、指定された投票所を、可能な限り障害のある有権者がアクセスできるようにすることを義務付けている。投票所には、盲人や弱視者が一人であっても投票できる設備が必要で、投票用紙の拡大印刷のサンプルが目立つように提示され、要請に応じて手渡しされなければならない。投票所のスタッフは障害者の投票を支援することができ、また、有権者は支援者を同伴させることもできる。障害のある人は、他の有権者と同様に郵便投票を利用するか、もしくは代理人を指名することができる。スコットランドの選挙法は、投票を希望する誰もが平等に投票できることを保証する規定を含んでいる。

**文化的な生活、レクリエーション、レジャー、スポーツへの参加、第30条（質問25）**

159. 英国政府は、すべてのスポーツおよびスポーツクラブに、2010年平等法に基づく法的義務を履行し、障害者が平等にスポーツ施設にアクセスできるように合理的配慮を行うことを期待している。この取り組みは、最もアクセシブルな大会として評価されているロンドン2012（オリンピック・パラリンピック）の土台の上に、完全にインクルーシブな環境を確保すべく継続している。 2017年7月にロンドンのクイーンエリザベスオリンピックパークで行われる世界パラスポーツ選手権大会を支援することにより、英国政府はスポーツ施設のアクセシビリティを高め、障害に対する態度や認識を変えていく責任を引き続き明確にしている。

**C.具体的義務**

**統計およびデータ収集、第31条（質問26）**

160. 英国は、日常的調査、単発調査および行政データの組み合わせに基づいて、障害者の平等をめぐる様々な問題に関して定期的に報告している。そのデータソースは4つの連合王国構成国の間で多少異なるが、必要に応じて同じ定義と調査設問を組み入れている。データは、健康[[58]](#footnote-58)、教育[[59]](#footnote-59)、社会参加[[60]](#footnote-60)、所得と雇用[[61]](#footnote-61)、障害への一般の人々の態度など、幅広い側面を網羅している。英国は、国際基準と障害者組織との広範囲にわたる交流によって触発されて、障害の定義と設問を見直した。

161. 北アイルランドでは、首相と副首相の官房（2016年5月まで障害政策の責任を担っていた）は、障害戦略（2012年9月〜2017年3月）の監視を支援する重要な一連の指標を開発した。また、クイーンズ大学とウルスター大学からの研究者グループは、障害政策に関するデータ開発のための独自の研究を行っている。そして、障害、生活の質、家族の定義に関するその研究に基づく勧告が、2017年後半に予定されている。

162. スコットランドの平等エビデンス戦略（2017年6月が作成期限）は、障害関連のエビデンスの相違に決着をつける。また、その戦略によって、優先順位を決定するための計画が示され、それらの計画にパートナーと取り組むことが求められるであろう。

**国際協力、第32条（質問27と質問28）**

163. （27）EU離脱法案（Great Repeal Bill）は、英国がEUを離脱する際にEU法を国内法に転換することを想定している。これは、実用的かつ適切な場合、英国がEUを離脱した翌日に、離脱前と同じルールと法律が適用されることを意味する。2006年平等法、2010年平等法および北アイルランドの相当する法律におけるすべての保護措置は引き続き適用される。このアプローチは、EU法に基づく形で英国に既に存在する権利と義務を維持し、国内法へのさらなる展開のための安定した基盤を提供する。英国政府は将来のEUとの関係に関する交渉の途中であっても、EU離脱による障害者へのあらゆる影響を慎重に検討することを保証する。

164. （28）開発途上国の推定8億人が障害を有している。2016年の二国間開発報告は、英国政府が障害に関する国際的な開発活動を強化し、この分野でのグローバルリーダーとしての地位を確立することを約束している。英国政府の大望は、障害者が国際援助と人道支援に体系的かつ一貫して関与し、役立てられることを保証することである。

**国内実施と監視、第33条（質問29）**

165. 英国政府の障害問題に関する連絡窓口は障害者問題担当局（Office for Disability Issues, ODI）であり、障害者担当大臣の（連合王国を構成する４つの）政府間での評価の調整を支援する。また、ODIは、障害関連の問題に関して政府全般に助言し、障害者との直接の話し合いを促している。英国の条約の批准は、海外領土には適用が拡大されていない。英国政府は、海外領土が英国の批准した国際的な人権条約の適用に努めることを奨励しているが、適用が拡大されるのは、海外領土がその条約を実施できるときのみである。

166. 英国政府とその委譲された政府には、障害者が政策立案に繋がるための幅広いネットワークと関与の仕組みがある。そのような仕組みは、「生活改善グリーンペーパー」や「2014年ケア法」に関する協議のような個別政策ごとの関与によって裏付けられている。

167. 英国の独立（監視）機構は、EHRC、スコットランド人権委員会、北アイルランド人権委員会、北アイルランド平等委員会などのいくつかの組織から成り立っているため、資金にはいくつかの出所がある。EHRCは、政府平等局（Government Equalities Office）から資金提供を受けている。政府平等局は2013年に詳細な総合的予算評価を終え、その結果、EHRCがその主たる法定の役割を遂行するために必要とされる推定最低資金額（17.1百万ポンド）が示された。

**選択議定書の手続きへのフォローアップ**

**事前質問事項の質問30への返答**

168. 英国政府は、選択議定書第6条に基づく調査報告に対する回答（CRPD.C.17.R.3-ENG）の立場を維持する。この審査全体を通しての建設的な対話は、障害者の権利と経験を充実させる英国政府の決意をさらに不動のものにしている。

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純）

1. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/564038/work-and-health-green-paper-improving-lives.pdf>. [↑](#footnote-ref-1)
2. <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/15/section/149>. [↑](#footnote-ref-2)
3. <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/15/section/6>. [↑](#footnote-ref-3)
4. In Northern Ireland, DDA95 sets out the rights of disabled people. [↑](#footnote-ref-4)
5. <http://www.acas.org.uk/index.aspx?articleid=1461>. [↑](#footnote-ref-5)
6. <http://www.equalityadvisoryservice.com/>. [↑](#footnote-ref-6)
7. https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/crimeandjustice/
compendium/focusonviolentcrimeandsexualoffences/yearendingmarch2015/chapter4intimatepersonalviolenceandpartnerabuse#intimate-violence-in-the-last-year-by-personal-characteristics. [↑](#footnote-ref-7)
8. <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/47/section/75>. [↑](#footnote-ref-8)
9. <http://www.gov.scot/Topics/People/Equality/Equalities/DataGrid>. [↑](#footnote-ref-9)
10. <https://www.communities-ni.gov.uk/publications/child-poverty-strategy>. [↑](#footnote-ref-10)
11. <https://consult.scotland.gov.uk/social-security/social-security-in-scotland/user_uploads/consultation-on-social-security-in-scotland---full-version.pdf>. [↑](#footnote-ref-11)
12. <http://gov.wales/docs/dsjlg/publications/equality/161214-strategic-equality-plan-en.pdf>. [↑](#footnote-ref-12)
13. <https://www.disabilitymatters.org.uk/>. [↑](#footnote-ref-13)
14. <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1984/55/section/35>. [↑](#footnote-ref-14)
15. <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1984/55/section/36>. [↑](#footnote-ref-15)
16. English Housing Survey. [↑](#footnote-ref-16)
17. <https://www.gov.uk/government/news/creating-inclusive-buildings-and-design>. [↑](#footnote-ref-17)
18. <https://www.gov.uk/government/collections/built-environment-professional-education-project>. [↑](#footnote-ref-18)
19. Applicable in England and Wales. [↑](#footnote-ref-19)
20. *Goby v Wetherill*. [1915] 2 K.B. 674. [↑](#footnote-ref-20)
21. <https://www.judiciary.gov.uk/publications/equal-treatment-bench-book/>. [↑](#footnote-ref-21)
22. <http://www.scotland-judiciary.org.uk/Upload/Documents/StatementofPriciplesofJudicialEthicsrevisedDecember2016.pdf>, section 8 addresses ‘the principle of equality’. [↑](#footnote-ref-22)
23. <http://www.scotland-judiciary.org.uk/Upload/Documents/EqualTreatmentBenchBook110216.pdf>. [↑](#footnote-ref-23)
24. <http://gov.wales/docs/dhss/publications/160920mentalacten.pdf> refers to the EHRC recommendations. [↑](#footnote-ref-24)
25. <https://www.dimensions-uk.org/campaign/imwithsam/>. [↑](#footnote-ref-25)
26. <http://gov.wales/topics/people-and-communities/equality-diversity/rightsequality/hate-crime/?lang=en>. [↑](#footnote-ref-26)
27. [http://www.nes.scot.nhs.uk/education-and-training/by-discipline/psychology/the-matrix-(2015)-a-guide-to-delivering-evidence-based-psychological-therapies-in-scotland.aspxv](http://www.nes.scot.nhs.uk/education-and-training/by-discipline/psychology/the-matrix-%282015%29-a-guide-to-delivering-evidence-based-psychological-therapies-in-scotland.aspxv). [↑](#footnote-ref-27)
28. <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/23/contents/enacted>. [↑](#footnote-ref-28)
29. <http://www.gov.scot/Topics/Health/Support-Social-Care/Support/Self-Directed-Support>. [↑](#footnote-ref-29)
30. <http://gov.wales/topics/housing-and-regeneration/services-and-support/supporting-people/?lang=en>. [↑](#footnote-ref-30)
31. <http://gov.wales/docs/dcells/publications/160318-inclusion-and-pupil-support-en.pdf>. [↑](#footnote-ref-31)
32. <http://www.senedd.assembly.wales/mgIssueHistoryHome.aspx?IId=16496>. [↑](#footnote-ref-32)
33. <https://www.gov.uk/government/statistics/special-educational-needs-in-england-january-2016>. [↑](#footnote-ref-33)
34. <http://www.gov.scot/Topics/Statistics/Browse/School-Education/dspupcensus/dspupcensus16>. [↑](#footnote-ref-34)
35. <http://gov.wales/docs/statistics/2016/160727-school-census-results-2016-en.pdf>. [↑](#footnote-ref-35)
36. This doesn’t apply to Northern Ireland. [↑](#footnote-ref-36)
37. <http://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2009/9780111487006/regulation/15>. [↑](#footnote-ref-37)
38. **https://www.gov.uk/government/collections/health-building-notes-core-elements.** [↑](#footnote-ref-38)
39. https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\_data/file/142592/9287-2900714-TSO-SexualHealthPolicyNW\_ACCESSIBLE.pdf. [↑](#footnote-ref-39)
40. <https://www.disabilitymatters.org.uk/>. [↑](#footnote-ref-40)
41. <https://www.gov.uk/government/news/new-approach-to-care-for-the-dying-published>. [↑](#footnote-ref-41)
42. [www.resus.org.uk/dnacpr/decisions-relating-to-cpr/](http://www.resus.org.uk/dnacpr/decisions-relating-to-cpr/). [↑](#footnote-ref-42)
43. <http://www.gov.scot/Resource/0050/00504976.pdf>. [↑](#footnote-ref-43)
44. <http://www.wales.nhs.uk/sitesplus/documents/862/134%20-DNACPR%20Policy%20English.pdf>. [↑](#footnote-ref-44)
45. <http://gov.wales/docs/dhss/publications/150716strategyen.pdf>. [↑](#footnote-ref-45)
46. <https://www.gov.uk/access-to-work>. [↑](#footnote-ref-46)
47. As of first quarter 2017. [↑](#footnote-ref-47)
48. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/605672/nea-official-stats-to-december-2016.pdf>. The number of starts on the scheme does not directly correspond to the number of people on the scheme, as it is possible to start multiple times. [↑](#footnote-ref-48)
49. <https://www.gov.uk/government/publications/fulfilling-potential-outcomes-and-indicators-framework-second-annual-progress-report>. [↑](#footnote-ref-49)
50. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/564038/work-and-health-green-paper-improving-lives.pdf>. [↑](#footnote-ref-50)
51. <https://www.gov.uk/government/publications/benefit-expenditure-and-caseload-tables-2017> these figures are based on real terms spend in 2017/18. [↑](#footnote-ref-51)
52. <https://www.gov.uk/employment-support-allowance>. [↑](#footnote-ref-52)
53. <https://www.gov.uk/government/publications/improving-lives-helping-workless-families>. [↑](#footnote-ref-53)
54. <http://gov.wales/topics/people-and-communities/people/children-and-young-people/child-poverty/?lang=en>. [↑](#footnote-ref-54)
55. <https://www.gov.uk/government/publications/budget-2016-documents>. [↑](#footnote-ref-55)
56. <https://consult.scotland.gov.uk/social-security/social-security-in-scotland/user_uploads/consultation-on-social-security-in-scotland---full-version.pdf>. [↑](#footnote-ref-56)
57. <http://gov.wales/topics/people-and-communities/welfare-reform-in-wales/analysing-reforms/?lang=en>. [↑](#footnote-ref-57)
58. <http://www.content.digital.nhs.uk/catalogue/PUB22610>. [↑](#footnote-ref-58)
59. <https://www.hesa.ac.uk/data-and-analysis/students/widening-participation>. [↑](#footnote-ref-59)
60. <http://funding.sportengland.org/research/key-influences/sport-and-disability/>; <https://www.eurofound.europa.eu/surveys/european-quality-of-life-surveys>. [↑](#footnote-ref-60)
61. https://www.ons.gov.uk/employmentandlabourmarket/peopleinwork/
employmentandemployeetypes/datasets/labourmarketstatusofdisabledpeoplea08. [↑](#footnote-ref-61)